

新型コロナウイルス感染症について

保健福祉部 (R2. 2. 21)

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況

	確定日	年代	性	居住地	症状経過	入院状況	濃厚接触者の状況
1	1/28	40代	女性	中国武漢市	全快	退院	2名特定 健康観察終了
2	2/14	50代	男性	札幌市	入院 治療中	入院中	43名特定し、健康 観察中
3	2/18	40代	男性	札幌市(単 身赴任者)	入院 治療中	入院中	26名特定し、健康 観察中。うち1名は No. 5
4	2/19	60代	男性	渡島総合振 興局(七飯 町)	入院 治療中	入院中	69名特定し、健康 観察中。
5	2/19	40代	男性	札幌市	資料4のとおり		No. 3の男性 それ以外は調査中
6	2/21	10代 未満	男性	上川総合振 興局(中富 良野町)	資料2のとおり		
7	2/21	10代	男性	上川総合振 興局(中富 良野町)			
8	2/21	40代	女性	石狩振興局 管内(千歳 市)	資料3のとおり		

(2) 国内の発生状況(厚生労働省発表)

2月20日までに確認されている患者は79名(※)

(※) その他14名の無症状病原体保有者が確認されている。

また、2月20日現在、クルーズ船に対する検疫により、634人について陽性確認。

(3) 検査の状況(2月21日16:00現在)

札幌市分を含め、66名のうち、陽性8名、陰性58名

2 国の対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化(全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化)
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化(地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査)

- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。

3 道の対応（保健福祉部）

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
 - Q & A、休日夜間の電話対応開始
 - 道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
 - 1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
 - 1月23日、観光関係団体等
 - 1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
 - 1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
 - 2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
 - (ウ) 保健所等による相談対応
 - 1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況
 - 1月23日 庁議
 - 1月24日 緊急保健所長会議
 - 1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催
 - 1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催

(6) 2月 7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備